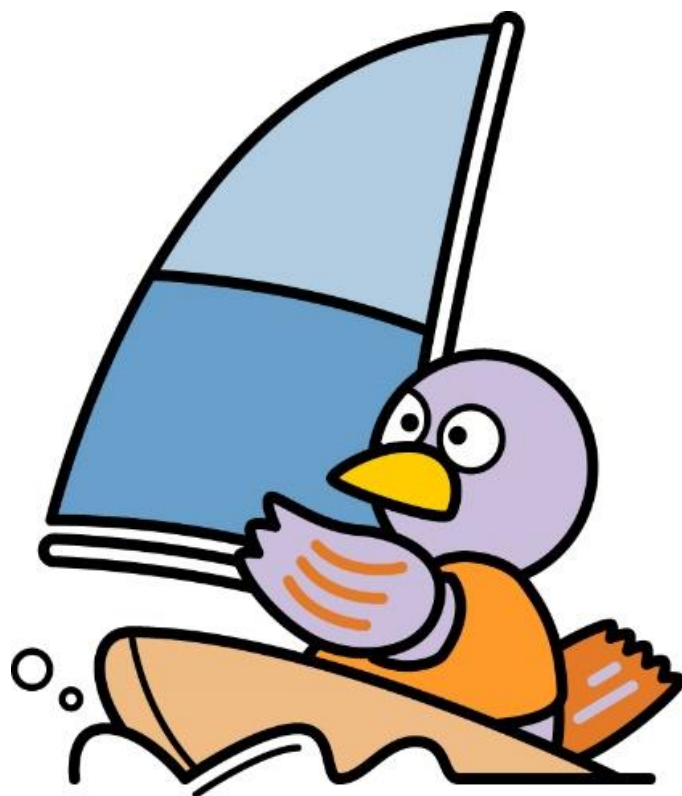


免税軽油使用者の 手引 (船舶用)



埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」

令和7年4月
埼玉県

－ 目 次 －

第 1	はじめに	1
第 2	免税軽油使用者になるためには	2
1	免税となる対象・用途	2
2	その他の要件（不交付事由）	3
3	免税軽油使用者証の申請手続	4
第 3	免税証の交付を受けるためには	12
1	免税証の交付までの手続	12
2	免税証の交付後の手続	16
第 4	免税証で免税軽油を購入するには（免税証の使用・保管）	17
1	免税軽油使用者証と免税証の管理	17
2	免税証の使用の留意点	17
3	免税証に記載されていない販売業者からの購入	17
4	免税軽油を購入した証拠書類の保管	19
5	免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合	19
第 5	免税軽油使用者の状況・免税機械が変わったら	20
1	免税軽油使用者証の書換申請	20
第 6	免税軽油を購入・使用したとき	25
1	免税軽油の引取り等に係る報告	25
第 7	免税証・免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき	30
1	免税証の返納	30
2	免税軽油使用者証の返納	30
第 8	免税軽油使用者等に対する課税・罰則があります	35
1	軽油引取税が課税される場合	35
2	免税軽油使用者証及び免税証の返納命令	35
3	免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則	36
資料	免税軽油の各種手続一覧	38
	免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類	39
	軽油引取税を所管する県税事務所のご案内	40

本文中特にことわりのない限り、以下の内容を表します。

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

第1 はじめに

軽油を使用する場合、いかなる用途に使用するかに関わらず、原則として、軽油引取税が課税されています。

しかし、国の政策的配慮等の観点から、船舶の動力源の用途など、法令に定められた特定の用途に使用する軽油は、軽油引取税の免税を受けることができます。

この手引は、船舶を使用されている方で免税軽油の使用を希望される方や既に船舶の免税軽油使用者となっている方を対象に一連の手続や申請・報告等の留意事項をまとめたものです。

(※「船舶」以外の業種については、別の手引を御参照ください)

埼玉県では、免税制度を適正かつ厳格に運用してまいります。

免税軽油使用者の皆様には、御協力くださるようお願いいたします。

【手続のあらまし】

免税軽油を使用するには、県が使用者として認定したことを証する「免税軽油使用者証」の交付申請と、実際に免税軽油を購入する際に使用する「免税証」の交付申請の2種類の手続を行います。

免税軽油使用者証

① 申請書を提出

↓ 県税事務所の審査

2ページ～
免税軽油使用者
になるためには

② 「免税軽油使用者証」の受領

有効期間 3年以内
(最長で令和9年3月31日まで)

免税軽油使用者証の
有効期間内は
免税証の継続申請が可能

③ 返納

30ページ～
有効期間が満了したとき

免 税 証

① 申請書を提出

↓ 県税事務所の審査

12ページ～
免税証の交付を
受けるためには

② 「免税証」の受領

↓ 有効期間 6か月以内で県
税事務所長が定める期間

③ 免税軽油を購入

④ 免税軽油の使用

17ページ～
免税証で免税
軽油を購入
するには
(免税証の使
用・保管)

⑤ 実績報告、返納

25ページ、30ページ
免税軽油を購入・使用したとき、
有効期間が満了したとき

第2 免税軽油使用者になるためには

1 免税となる対象・用途

地方税法（法附則第12条の2の7第1項第1号）により、船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油について免税対象となることが定められています。

免税の適用を受けるためには、要件があり、免税軽油使用者証交付申請の手続の中で、申請者の本人確認、船舶の内容、所有関係、係留地の状況や事業内容・割合などを確認することにより、その可否を判断しています。

◎ 「船舶の使用者」であっても、レクリエーションの用に供する船舶（業として行うものを除く）、自動車や重機等の機械の用途には免税軽油は使用できません。

→ 使用した場合は、軽油引取税が課税されます。

○ 申請・報告の代理は税理士・弁護士以外できません。

免税軽油に関する申請書・報告書等の作成は税理士法第2条の「税務書類の作成」に該当し、申請等の代理をする業務は同条の「税務代理」に該当するものです。

「税務書類の作成」や「税務代理」などの税理士業務は、税理士法第52条により、税理士や弁護士以外はできないものです。

埼玉県では、資格を有しない方による申請・報告の代理（委任の有無は問いません）については受け付けませんのでご承知おきください。

○ 「船舶」とは

軽油引取税の免税の対象となる「船舶」とは、船舶法の規定による船舶だけではなく、漁船、しゅんせつ船、海上自衛隊の艦船等も含まれます。

○ 「船舶の動力源に供する軽油」とは

一般的に「船舶の推進機関（エンジン）の動力源」として消費される軽油をいいますが、始動のための始機や補助動力としての補機、その他船舶内の発電動力のために消費されるものも含まれます。

2 その他の要件（不交付事由）

免税の適用を受けるためには、前頁の要件のほか、次の要件を満たしていなければなりません。→施行令第43条の15第15項

【要件】

- 1 過去に免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受けたことがある場合には、その日から2年を経過していること。
- 2 国税又は地方税の滞納処分を受けたことがある場合には、その滞納処分の日から起算して(※1)2年を経過していること。

〔 ※1「滞納処分の日から起算して」とは、滞納処分の解除日の前日を起算日として算定します。 〕

- 3 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第146条第1項（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。
- 4 法人である場合には、その役員（監査役も含む）のいずれもが上記3項目の要件を満たしていること。
- 5 免税軽油使用者証を交付することについて、軽油引取税の取締り又は保全上特に懸念される事項(※2)がないこと。

〔 ※2 例）船舶の係留地が河川法に違反する施設であり、当該地を船舶の係留地とすることが違法であると判明した場合等 〕

3 免税軽油使用者証の申請手続

免税軽油を購入するには、軽油を免税の用途に使用することができる者であることを、あらかじめ県から認定を受けなければなりません。

県がこの認定を行ったことを証するために交付する書面のことを「免税軽油使用者証」、免税軽油使用者証の交付を受けた者のことを「免税軽油使用者」といいます。

(1) 申請書類

ア 「免税軽油使用者証交付申請書」[記載例：6 ページ]

イ 誓約書

「免税軽油使用者証及び免税証の不交付事由」に該当しない旨を誓約するものです。[記載例：7 ページ]

ウ 添付書類

(ア) 現住所が記載されている海技免状（免許）・住民票・運転免許証の写し（申請者が個人の場合）

・法人の場合は（ア）に替えて（ケ）～（ツ）を提出

(イ) 船舶検査証書の写し

(ウ) 小型船舶登録事項通知書の写し

(エ) 船舶検査手帳（表紙及び中身）の写し

(オ) 船舶の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）

(カ) 船舶の仕様書（カタログ等）

a エンジンについては

馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、
サイクル数、冷却方式、減速装置の有無を確認できるもの

b 機械（船体）については、

燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの

(キ) 写真

① 船体全体（前、横、後）、② 船舶番号、③ エンジン全体、

④ エンジンの型式（シリアルナンバー）、⑤ アワーメーターが確認できるもの

※ 申請日から1か月以内に撮影したものを添付してください。

※ 写真には撮影日付を挿入してください。

(ク) マリーナの賃貸契約書又はマリーナの保管証明書の写し

＜法人の場合は、次の（ケ）から（リ）もあわせて提出する＞

（ケ）商業登記簿謄本

（コ）役員の住所・氏名一覧表

申請者が法人の場合は代表者・役員（監査役も含む。）も要件
審査の対象となります。[記載例：9 ページ]

（サ）定款

（シ）直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）

（ス）直近の法人税の申告書の写し

（セ）船舶を操縦する者の海技免状（免許）

（リ）会社案内（パンフレット）

（２）免税軽油使用者証交付までの流れ

- ① 申請者は、窓口となる県税事務所[40 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。窓口は、申請者が個人の場合は住所、法人の場合は免税軽油を使用する事務所の所在地を管轄する県税事務所になります。

審査・作成

- ・ 県税事務所が書類の記載内容の審査を行います。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話で連絡します。

- ② 申請者は県税事務所に来所します。
- ③ 新規申請の場合、窓口で「免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書」による説明を受け、申請者が確認書に氏名等を記入します。
- ④ 窓口で免税軽油使用者証の交付を受けます。

「免税軽油使用者証交付申請書(その1)」の記載例

※交付年月日	※有効期間	※受領者	※交付決裁欄	所 長	副所長	担当部長	担当課長	係	※処	審 査	交 付	証の番号
・ ・ ・	・ ・ から ・ ・ まで											第 号

所在地を所管する県税事務所を記載してください。(自動車、川越、熊谷、春日部)

受付印

令和 7 年 4 月 1 日

免税軽油使用者証交付申請書 (その 1)

(宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長

住所又は事務所若しくは事業所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号	
業 種	船 舶	
氏 名 又 は 名 称	(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎	
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	総務担当 埼玉 花子 (電話 048-830-XXXX)	
機械、車両又は設備の明細	所 在 地	東京都江戸川区 ▲▲〇-〇-〇
	名 称	No. 1 彩の国号
	所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	(株)コバトン
	型 式	●●製作所 AD41
	軸 馬 力	150ps 3,250rpm
	燃 焼 方 式	水冷 4 サイクル 6 気筒
	台 数	2
用 途	遊漁船業	
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル 1, 6 0 0	
年間見込所要数量合計	1, 6 0 0 リットル	

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする県税事務所長に一通提出すること。
- ※印のある欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両、又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

「誓約書」の記載例

第16号の18様式

誓 約 書

私（共）は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請先の県税事務所を記入してください。
（自動車、川越、熊谷、春日部）

令和7年4月1日

（宛先）

埼玉県 自動車 税事務所長

住 所 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

氏名又は名称 株式会社コバトン
代表取締役 埼玉 太郎

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び
代表者名を記入してください。

※備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合に
あつては、免税軽油使用者全員の誓約書が必要になります。

「誓約書」の裏面

地方税法施行令（抄）

（昭和 25 年 7 月 31 日政令第 245 号）

（軽油引取税に係る免税の手続）

第 43 条の 15

（第 1 項～第 14 項省略）

15 法第 144 条の 21 第 3 項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第 144 条の 21 第 4 項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
 - 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
 - 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第 157 条第 1 項、関税法 146 条第 1 項（とん税法第 14 条及び特別とん税法第 12 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 22 条の 28 第 1 項の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。
 - 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき。
 - 五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。
- （第 16 項以下省略）

地方税法（抄）

（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）

（軽油引取税に係る免税の手続）

第 144 条の 21

（第 1 項～2 項省略）

- 3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第 144 条の 6 に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。
 - 4 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第 2 項後段の規定により 2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。
- （第 5 項以下省略）

別記様式第38号

申請者である法人に係る役員の方全員の氏名と住所を記入してください。

免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
- 3 免税軽油使用者証及び免税証を紛失した場合は、直ちに届け出なければならない。
- 4 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 5 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を県税事務所長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 7 免税軽油を免税の用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡（無償を含む。）した場合（※登録免税機械に免税軽油が残ったまま売却・貸与した場合等もこれに該当する。）は、使用又は譲渡した日から30日以内に軽油引取税を申告納付しなければならない。
- 8 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合（用途を廃止した場合を含む）は、直ちに、免税軽油使用者証書換申請書を提出しなければならない。
なお、機械の追加や変更などで免税軽油使用者証の書換手続きを行っていない機械は免税軽油を使うことはできない。書換前に免税軽油を使うと、上記7の課税の扱いとなる。
- 9 免税に係る事業の廃止、許可等の取消を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証を返納しなければならない。
- 10 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。）、その日から起算して2年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

《根拠》 地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、
第144条の22、第144条の24～第144条の28
地方税法施行令第43条の15

「免税軽油使用者の手引」を受領し、上記の内容について説明を受け、確認しました。

上記1～10に1つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。また、上記7に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

埼玉県 自動車 税事務所長

令和 7 年 4 月 1 日
埼玉県 自動車 第12345号

申請先の県税事務所を記入してください。

（自動車、川越、熊谷、春日部）

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
氏名又は名称 株式会社コバトン
代表取締役 埼玉 太郎

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

(3) 免税軽油を共同で使用する場合

同一の船舶を共同で利用し軽油を使用する場合は、複数の者が共同して免税軽油使用者証の交付を申請することができます。

県が認定した場合、「免税軽油共同使用者証」が交付されます。

(4) 免税軽油使用者証の有効期間

免税軽油使用者証の有効期間は3年を超えない範囲で設定します。

(令和6年地方税法の一部改正に伴い、有効期間は最長でも令和9年3月31日までです。)

○ 軽油引取税の課税免除制度の特例措置について

軽油引取税の一般財源化（平成21年度税制改正）に伴い、道路使用に直接関係しない用途についても、原則として課税すべきものとなったところです。

ただし、これに伴う国民生活への影響等を精査するため、地方税法の附則により3年間延長した上で、国において引き続き検討するとされています。

この税制改正以降4回の延長がなされていますが、現行の地方税法における石油化学製品製造業以外の課税免除制度の特例措置の期限は令和9年3月31日です。

このため、免税軽油使用者証の有効期間は最長でも令和9年3月31日までとなっています。

(5) 有効期間が満了したとき

有効期間が満了したときは、「免税軽油使用者証返納書」〔記載例：33～34 ページ〕に免税軽油使用者証を添えて、所管の県税事務所に遅滞なく返納しなければなりません。

(6) 継続申請する場合

有効期間満了後も継続して免税軽油使用者となる場合は、免税軽油使用者証の有効期間が満了する概ね15日前までに申請します。

(1) の申請に必要な書類に加えて、交付済の免税軽油使用者証を返納しなければなりません。

なお、有効期間の満了日より後に申請した場合、申請書の收受日以降の日が免税軽油使用者証の始期となります。

第3 免税証の交付を受けるためには

免税軽油使用者の申請により、県は免税軽油を引取り（購入）する数量、有効期間、販売業者名等を記載した「免税証」を交付します。

免税軽油使用者は「免税証」を販売業者に提出することにより、軽油引取税相当額を除いた価格で軽油を購入することができます。

1 免税証の交付までの手続

(1) 申請に必要な書類

- ア 「免税証交付申請書」[記載例：14 ページ]
- イ 免税軽油使用者証（既に交付されている場合）
- ウ 「航海予定表」[記載例：15 ページ]
- エ 直近の免税軽油の引取り等に係る報告書（2回目以降の申請の場合）
- オ その他、県税事務所長が必要と認める書類
- カ 事業内容・割合が確認できる書類
- キ 免税軽油使用者（船舶）の用途に係る確認書【別紙】

(2) 免税証交付所要数量の計算

免税証は無制限に交付されるものではなく、免税軽油使用者が実際に必要とする数量を上限として交付されます。

申請者は、「航海予定表」により、免税証の申請数量を算出します。

一方、申請を受けた県税事務所では、船舶の稼働実績や免税軽油の使用量などから、「標準所要数量」を算出します。

埼玉県では、免税証の交付数量を適正に算出するため、“申請数量”と“県税事務所が算出した標準所要数量”を比較し、いずれか少ない数量の免税証を交付しています。算出の結果によっては、免税証交付数量が申請数量よりも少ない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(3) 免税証交付までの流れ

- ① 申請者は、窓口となる県税事務所[40 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。

なお、免税証の有効期間の始期から概ね15日前までに提出してください。

審査・作成

- ・ 県税事務所が申請の内容や申請数量等を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話で連絡します。

- ② 申請者は、県税事務所の窓口で免税軽油使用者証の返却（新規の場合は交付）を受け、免税証の交付を受けます。

「免税証交付申請書」の記載例

※交付年月日	※有効期間	※受領者	※交付決裁欄	所長	副所長	担当部長	担当課長	係	※処理	審査	承認	交付
・ ・	・ ・ から ・ ・ まで										リットル	

所在地を所管する県税事務所を記入してください。
(自動車、川越、熊谷、春日部)

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

令和 7 年 4 月 1 日 (宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 番 5 号	法規第十六号の二十一様式
	業 種	船 舶	
	免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)	埼玉県 自動車 第 2 3 4 5 号 (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎	
	この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号	総務担当 埼玉 花子 (電話 0 4 8 - 8 3 0 - × × × ×)	

免税証交付申請書

機械・車両又は設備名(番号)	№ 1 彩の国号 № № №
----------------	-------------------

6か月以内で県税事務所長が定める期間

所要数量合計	8 0 0 リットル	所要数量計算期間	7 年 4 月 1 日から 7 年 9 月 3 0 日まで
--------	------------	----------	----------------------------------

希望する販売業者及び所在地	免税証の種類	枚 数	数 量
免税軽油を購入する販売業者の名称とその所在地を記入してください。 さいたま市浦和区高砂 ○丁目○番○号 埼玉県庁石油(株)	5 リットル券	6	3 0 リットル
	1 0	1 7	1 7 0
	1 0 0	6	6 0 0
希望する券種とその数量を組み合わせ、航海予定表に記載する所要数量となるよう記入してください。 (※券種の種類は、18ページを参照)		2 9	8 0 0

2回目以降の申請の場合、前回からの免税軽油を購入した数量を記入してください。

参 考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量		(イ)ー(ロ)
	計 算 期 間	数 量 (イ)	期 間	数 量 (ロ)	
	6 年 1 0 月 1 日から	8 0 0	6 年 1 0 月 1 日から	7 3 0	7 0
	7 年 3 月 3 1 日まで		7 年 3 月 3 1 日まで		
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称				数 量
(有)大島××石油				2 5 0 リットル	

免税証の表面に記載された販売店以外から免税軽油を購入した場合は記入してください。

「航海予定表」の記載例

航 海 予 定 表

月	日 程	時 間	主な航海先及び行動予定	軽 油 (L)
4 月	12日	5	東京湾(お台場)・釣船業	50
			船舶の稼働予定時間を記入してください。	
5 月	3日	12	伊豆大島(往路)・釣船業	120
	4日・5日	6	伊豆大島・釣船業	60
	6日	12	伊豆大島(復路)・釣船業	120
6 月	12日	5	東京湾(舞浜)・釣船業	50
			航行先は、目的地と行動内容が分かるように記入してください。	
7 月	19日	6	館山湾(大山)・釣船業	60
8 月	20日	5	東京湾(木更津)・釣船業	50
9 月	12日	5	東京湾(舞浜)・釣船業	50
	23日・24日	24	伊豆大島(往復)・釣船業	240
合計	11日	80		800

※「時間」欄には、その日に予定している船舶の稼働時間を、「軽油(L)」欄には、使用見込み数量をそれぞれ記入してください。(おおよそで結構です。)

2 免税証の交付後の手続

(1) 免税証の有効期間

免税証の有効期間は、6 か月以内の期間で県税事務所長が定める期間となっています。

(2) 免税証の追加交付申請

免税証が不足すると見込まれるときは、交付済の免税証の有効期間内において追加交付申請をすることができます。

その場合、追加交付申請の理由を明らかにし、追加交付が必要な数量を算出しなければなりません。

申請の手続は前記 1 と同様ですが、追加交付申請を行う場合には、申請前に所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。

なお、追加交付する免税証の有効期間の始期は、追加の交付申請書の収受日以降となりますのでご注意ください。

(3) 免税証の有効期間が満了したとき

有効期間が満了した免税証は使用することができません。

未使用の免税証がある場合、「免税証返納書」[記載例：31～32 ページ]に添えて、所管の県税事務所に遅滞なく返納しなければなりません。

(4) 免税証を継続申請する場合

免税証の有効期間満了後も引き続き免税証の交付を希望する場合、免税証の有効期間が満了する概ね 15 日前までに所管の県税事務所に申請します。

なお、有効期間満了日より後に申請した場合、申請書の収受日以降の日が免税証の始期となります。

(5) 免税証等を紛失した場合

免税証・免税軽油使用者証がなくなった場合、第三者に不正使用される可能性がありますので、直ちに所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。[19 ページ参照]

第4 免税証で免税軽油を購入するには(免税証の使用・保管)

1 免税軽油使用者証と免税証の管理

免税軽油使用者証と免税証は、法令の規定の適用を受けた者に限って免税を認める書類です。

その管理は、鍵のかかる場所に保管するなど厳重に行ってください。

2 免税証の使用の留意点

(1) 免税軽油の購入方法

免税証による免税軽油の引取り（購入）は、免税証の有効期間内に免税証に記載された販売業者から免税証と引き換えに行わなければなりません（例外：下記3参照）。

(2) 免税証を使用する順序

報告書の作成時や免税証の返納時、紛失時に記号番号を書類に記載いただくため、免税証は番号順に使用してください。

(3) 免税証に記載されている数量未満で購入するとき

免税証に記載されている数量未満で免税軽油を購入したときは、免税証に赤書で「〇リットル放棄」と記載してください。[記載例：18 ページ]

また、「免税軽油の引取り等に係る報告書」[記載例：26 ページ]の余白にもその旨を記載してください。

(4) 免税証の販売業者への提出方法

免税証をあらかじめ販売業者等へ預けることはできません。

免税軽油使用者が免税軽油を月締めの買掛で購入している場合などは、代金決済時に販売業者に免税証をまとめて提出することは例外的に可能です。

(5) その他

免税証は、当然有効期間外に使用することはできません。誤って使用しないようご注意ください。

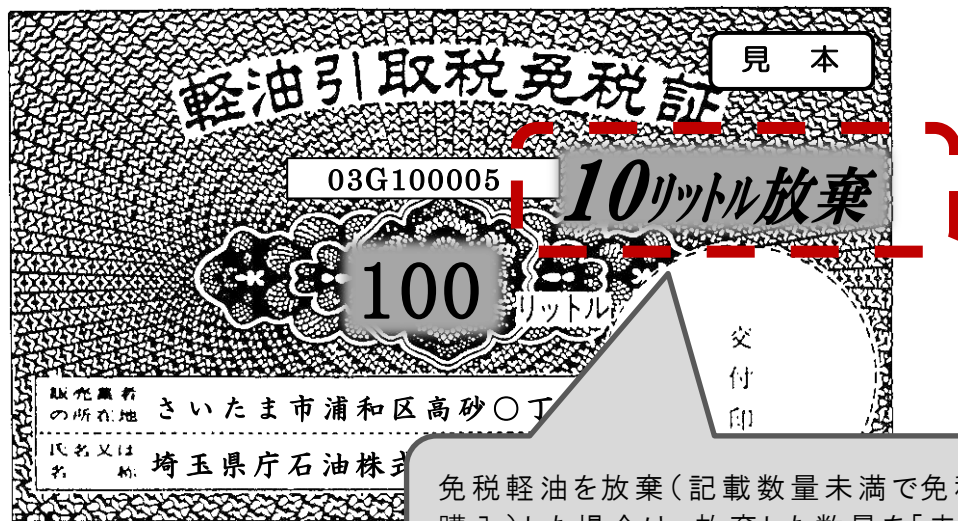
3 免税証に記載されていない販売業者からの購入

免税軽油は、原則、免税証に記載された販売業者以外から引取ることができませんが、船舶の使用者については、航海先で給油する場合など免税証に記載されていない販売業者から免税軽油を購入することができます。

その場合は、免税証の裏面に免税軽油を購入する販売業者名、引取りを行った日付及び免税軽油使用者名等を記入し、免税証を当該販売業者に渡し、免税軽油を購入してください。[記載例：18 ページ]

免税証に記載されている数量未満で軽油を購入した場合

【免税証「表面」記載例】



免税軽油を放棄（記載数量未満で免税軽油を購入）した場合は、放棄した数量を「赤書」で大きく記載してください。

「免税証の表面に記載された販売店」以外から免税軽油を購入した場合

【免税証「裏面」記載例】

販売業者の氏名又は名称 有限会社大島××石油 上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。 令和7年4月24日 住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 業種名及び氏名 船舶（株）コバトン

見 本

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

免税証の券種は、以下の12種類です。

10,000リットル券	500リットル券	50リットル券	10リットル券
5,000リットル券	200リットル券	20リットル券	5リットル券
1,000リットル券	100リットル券	18リットル券	1リットル券

4 免税軽油を購入した証拠書類の保管

免税軽油を購入した際の納品書又は請求書は「免税軽油の引取り等に係る報告書」に写しを添付することとなるため、大切に保管してください。[報告に必要な書類：25 ページ参照]

納品書・請求書は免税軽油の購入の証拠書類であるため、最低限、次の記載が必要です。

記載が不足していた場合は、販売業者に記載を依頼してください。

【納品書・請求書の必要記載事項】

納品書：免税軽油使用者の氏名、給油日、給油した船舶の名称、免税軽油の給油数量

請求書：免税軽油使用者の氏名（「上様」は不可）、購入日、免税軽油の購入数量（軽油引取税額の計上は不可）

5 免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合

免税証・免税軽油使用者証がなくなった場合は、第三者に不正使用される可能性がありますので、直ちに所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。

免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合には、速やかに交付を受けた県税事務所へ次の書類を提出します。

- ア 「免税証紛失届」又は「免税軽油使用者証滅失届」
- イ 遺失届出をした警察署名と受理番号を記載した書面
- ウ 紛失に至るまでの経緯を記載した書面（アの理由欄では不足する場合）
- エ 始末書（自己亡失の場合）

第5 免税軽油使用者の状況・免税機械が変わったら

免税軽油使用者証の記載内容に変更（船舶の買替・追加・廃止・休止や、エンジンの取換、使用者の住所、法人の商号・代表者の変更など）が生じたときは、遅滞なく記載事項を書換えなければなりません。

なお、免税軽油使用者証の書換えに伴い、別途届出等が必要になる場合がありますので、あらかじめ所管の県税事務所へお問い合わせください。

1 免税軽油使用者証の書換申請

(1) 申請に必要な書類

ア 書換前の免税軽油使用者証

イ 免税軽油使用者証書換申請書[記載例：22～23 ページ]

ウ 書き換える事項を証する書類

(ア) 船舶を買替・追加する場合

a 船舶の購入契約書（写）又はリース契約書（写）

b 船舶検査証書の写し

c 小型船舶登録事項通知書の写し

d 船舶検査手帳（表紙及び中身）の写し

e 船舶の仕様書（カタログ等）

a エンジンについては

馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、
サイクル数、冷却方式、減速装置の有無を確認できるもの

b 機械（船体）については、

燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの

f 写真

① 船体全体（前、横、後）、② 船舶番号、③ エンジン全体、

④ エンジンの型式（シリアルナンバー）、

⑤ アワーマーターが確認できるもの

※ 申請日から1か月以内に撮影したものを添付してください。

※ 写真には撮影日付を挿入してください。

g マリーナの賃貸契約書又はマリーナの保管証明書の写し

(イ) 船舶を廃止する場合

廃棄・譲渡・貸出・リース返却等により免税機械の登録を廃止・休止した場合は、当該行為日時点のアワーメーター等の数値のわかる写真及び燃料タンク内の残油の数量がわかる写真

(ウ) 免税軽油使用者の住所等を変更する場合

変更内容が確認できる書類

a 個人の場合

現住所が記載されている運転免許証等の写し又は住民票（写し可、個人番号（マイナンバー）の記載は不要）

b 法人の場合

履歴事項全部証明書（写し可）

(2) 免税軽油使用者証の書換えまでの流れ

① 申請者は、窓口となる県税事務所[40 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。

審査・作成

- ・ 県税事務所が書類の記載内容の審査を行います。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話で連絡します。

② 申請者は、県税事務所の窓口で書換後の免税軽油使用者証の交付を受けます。

「免税軽油使用者証書換申請書」(新様式)の記載例

交付年月日	有効期間	受領者	交付 決裁欄	担当部長	担当課長	係	交付 処	証の番号
	・ ・ から ・ ・ まで							号

免税軽油使用者証を書換える必要が生じた場合、遅滞なく当申請書を提出してください。
 ※「書換える必要がある場合」の例
 ・船舶を新しく購入した場合
 ・船舶を売却した場合
 ・法人の商号・代表者が変更した場合 など

受 付 印

免 税 軽 油 使 用									
免税軽油 使用者証番号	自動車 第 12345 号	免税軽油使用者証 有効期間	7 年 4 月 1 日	から	9 年 3 月 31 日				
変更が生じた機械、車両又は設備の明細	[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()		[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()		[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()		[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()		
	所 在 地		大宮区下町〇-〇-〇		大宮区下町〇-〇-〇				
	名 称		No. 1 彩の国号		No. 1 彩の国号				
	所有者の氏名又は名称		(株)コバトン		(株)コバトン		追加(購入した場合等)の場合は、免税軽油使用者証に新たに記載する内容を記入してください。		
	型 式		●●製作所 AD41		●●製作所 ZXUS-3				
	軸 馬 力		150ps / 3,250rpm		120ps / 2,750rpm		新しく船舶を追加する場合は、免税軽油使用者証交付申請書と同様に、船舶のエンジンの型式や定格出力(最大馬力)等を記入してください。		
	燃 焼 方 式		水冷 4 サイクル 6 気筒		水冷 4 サイクル 4 気筒				
	台 数		1		1				
	用 途		遊漁船業		遊漁船業				
	年 間 見 込 所 要 数 量		2,000 リットル		2,000 リットル		リットル		リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計		リットル		差 引		増		リットル	
減		リットル							
その他の事項	[該当に○] 1 住所又は事務所若しくは事業所所在地 2 氏名又は名称 3 法人の代表者		変 更 前						
			変 更 後						

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があったので、書換えを申請します。

申 請 年 月 日 令和 7 年 4 月 20 日

住所又は事務所若しくは事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

業 種 船舶

氏 名 (名 称) (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎

担 当 者 氏 名 総務担当 埼玉 花子 電 話 048-830-XXXX

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

(宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長

所在地を所管する県税事務所を記入してください。
 (自動車、川越、熊谷、春日部)

別記様式第六十五号の五

「免税軽油使用者証書換申請書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。

旧様式の御活用にご協力をお願いします。

交付年月日	有効期間	受領者
・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	

受付印

免税軽油使用者証を書換える必要が生じた場合、遅滞なく当申請書を提出してください。

※「書換える必要がある場合」の例
・船舶を新しく購入した場合 ・船舶を売却した場合
・法人の商号・代表者が変更した場合 など

免税軽油使用者証書換申請書

免税軽油使用者証番号	自動車 第12345号	交付年月日	7・4・1	有効期間	7・4・1 から 9・3・31まで	
機械、車両又は設備の明細	所在地	変更前	東京都江戸川区 ▲▲○-○-○	新規		
		変更後	廃止	東京都▲▲○-○-○	No.	
	名称	変更前	No. 1 彩の国号	新規	No.	
		変更後	廃止	No. 1 彩の国号	No.	
	所有者の氏名 又は名称	変更前	㈱コバトン	新規	No.	
		変更後	廃止	㈱コバトン	No.	
	型式	変更前	●●製作所 AD41	新規	No.	
		変更後	廃止	●●製作所 ZXUS-3	No.	
	軸馬力	変更前	150ps / 3,250rpm	新規	No.	
		変更後	廃止	120ps / 2,750rpm	No.	
	燃焼方式	変更前	水冷 4 サイクル 6 気筒	新規	No.	
		変更後	廃止	水冷 4 サイクル 4 気筒	No.	
台数	変更前	1	新規	No.		
	変更後	廃止	1	No.		
用途	変更前	遊漁船業	新規	No.		
	変更後	廃止	遊漁船業	No.		
年間見込 所要数量	変更前	800	新規	No.		
	変更後	廃止	900	No.		
年間見込 所要数量合計	変更前			リットル		
	変更後			リットル		

変更前欄には、交付された免税軽油使用者証に記載されている内容を記入してください。

変更後欄には、免税軽油使用者証に新たに記載する内容を記入してください。

新しく船舶を追加する場合は、免税軽油使用者証交付申請書と同様に、船舶のエンジンの型式や定格出力(最大馬力)等を記入してください。

船舶を廃止する場合
(※売却した場合等)

船舶を追加する場合
(※購入した場合等)

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があったので、書換えを申請します。

令和 7 年 4 月 20 日

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

業 種

船 舶

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

氏 名 (名 称)

(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎

この申請を担当
する者の氏名

総務担当 埼玉 花子 電話 048-830-XXXX

(宛先)

埼玉県 自動車 税事務所長

所在地を所管する県税事務所を記入してください。
(自動車、川越、熊谷、春日部)

- 免税軽油使用者証に記載のない船舶や機械に免税軽油を使用すると課税になります。

船舶の買い替え等を行った場合に変更手続を行わないまま免税軽油を使用すると、変更があった時点まで遡って課税となります。

当該消費した日から30日以内に、所管の県税事務所に消費量分の軽油引取税を申告納付していただくことになりますのでご注意ください。

- 免税軽油を第三者に譲渡すると課税になります。

船舶の中に残っている免税軽油にはご注意ください。

船舶の廃止等に伴い、免税軽油を譲渡する場合は、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」を提出するとともに、当該軽油の数量について譲渡した日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付していただきます。

なお、免税軽油を使用する船舶の譲渡や返却する場合などにおいて、その船舶の燃料タンクに免税軽油が残っている場合、当該数量は他の者へ譲渡されるものとして取り扱います。

→法第144条の3第1項第3号、第3項、第4項、法第144条の18第1項第6号、施行令第43条の4

第6 免税軽油を購入・使用したとき

免税軽油使用者は、法令により、免税軽油の引取り（購入）等に関する事項を県に対し報告をする義務があります。

適正に報告しない場合は、免税証を交付することができないばかりか、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

免税軽油の購入や保有及び使用の状況については、正確に記帳し、適正に報告しなければなりません。

1 免税軽油の引取り等に係る報告

(1) 報告期限

毎月の免税軽油の引取数量（購入数量）等について、翌月末日までに報告書を所管の県税事務所へ提出します。

免税軽油を購入していない場合でも報告しなければなりません。

なお、免税軽油使用者証の交付を受けてから1年を超える者で、過去1年間の免税軽油の購入数量が年3キロリットル以下である者には、交付された免税証の有効期限の翌月末を報告期限とする特例があります。

(2) 報告に必要な書類

ア 「免税軽油の引取り等に係る報告書」〔記載例：26～27 ページ〕

イ 「免税軽油使用機械別稼動実績表」〔記載例：28～29 ページ〕

※ 月初・月末のアワーマーターを記載してください。

ウ 免税軽油の引取りを確認できる書類（(ア) 又は (イ)）

(ア) 納品書・受領書の写し：免税軽油使用者の氏名、給油日、給油した船舶の名称、免税軽油の給油数量が確認できるもの。

(イ) 請求書・領収書の写し：免税軽油使用者の氏名（「上様」は不可）、購入日、免税軽油の購入数量が確認できるもの。

エ その他、県税事務所長が必要と認める書類

「免税軽油の引取り等に係る報告書(表)」の記載

法規第十六号の三十様式

受付印		原則、毎月末までに前月分の内容を報告してください。		(表)	免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。		
令和7年5月20日		免税軽油使用者証の住所又は事務所若しくは事業所所在地		さいたま市浦和高砂3-15-1			
		免税軽油使用者の氏名又は名称		(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎			
(宛先)		※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。船舶					
埼玉県自動車税事務局長		免税軽油使用者証の番号		埼玉県自動車第12345号			
		この報告書に応答する係及び並びに電話番号		総務担当 埼玉 花子(電話 048-830-XXXX)			
引取り事実の有無に丸をしてください。							
免税軽油の引取り等に係る報告書							
報告対象期間		令和7年4月1日から令和7年4月30日まで					
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実有・無)		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
引取年月日	引取数量(ア)			種類	枚数	免税証の記号及び番号	
4月12日 (4月30日)	50 リットル	さいたま市浦和高砂 〇丁目〇番〇号 埼玉県庁石油(株) ()		リットル券 10	5	03C100011~15	
4月23日 (4月30日)	90 10リットル放棄 (03G100005)	さいたま市浦和高砂 〇丁目〇番〇号 埼玉県庁石油(株) ()		100	1	03G100005	
4月24日 (4月24日)	100	東京都大島町口口 〇丁目〇番 (有)大島××石油 ()		100	1	03G100006	
		免税証に記載されている数量未満で軽油を購入した場合 ()		免税軽油の引取りに使用した免税証を記入してください。 (免税軽油を購入する都度、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えて、報告書に記入してください。)			
免税軽油の引取り日を記入してください。 (括弧内は、免税証を引取先に提出した日)		()					
()		()					
()		()		前回分の報告書がある場合、(イ)欄には、前回報告書(カ)欄の数量を記入してください。			
()		()					
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量				(イ)	90	リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計				(ウ)欄には、上記引取数量の合計を記入してください。(エ)欄には、別添「稼働実績表」の使用数量の合計を記入してください	(ウ)	240	リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計				(エ)	310	リットル	
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量				(オ)	0	リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ)				(カ)	20	リットル	

「免税軽油の引取り等に係る報告書(裏)」の記載例

(裏)

その免税軽油の使用に関する事実(有・無・及び)	機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
有・無・及び	No. 1 彩の国号	東京都江戸川区▲▲○-○-○	310 ^{リットル}	3 ^日	29 ^{時間}
	No.				
	No.	登録する船舶の所在地(係留地)が特定できるよう詳細に記入してください。			
	No.				
	No.				
合計			310		

各数値が、「免税軽油使用機械別稼働実績表」の計数値と一致していること。

報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種類	枚数	種類	枚数
	リットル券	枚	リットル券	枚
	5	2		
	10	4		

免税証の券種ごとに、免税証の保有枚数を記入してください。(※免税軽油の数量ではありません。)

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した県税事務所に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項の後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事業所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに県税事務局長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備考

「免税軽油の引取等に関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別業として増やすことができる。

「免税軽油使用機械別稼働実績表」(新様式)の記載例

別記様式第31号の2

免税軽油使用機械別稼働実績表 (令和7年4月分)

機械設備等の名称		No. 1 彩の国号							機械設備
アワーマーター（稼働時間計）		月初時	1024		月末時	1053		アワーマーター	
免税軽油使用機械稼働内容									免税軽油
日	機械の所在地（使用地）	稼働時間	免税軽油			課税軽油			備考
			給油数量	使用数量	在庫数量	給油数量	使用数量	在庫数量	
		時間	リットル	リットル	90リットル				機械の所在地
月初と月末のアワーマーターの数値を記録し、記入してください。									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10	登録する機械の使用先を記入してください。								
12	東京湾（葛西・舞浜）	6	50	80	60	20	20	0	
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23	伊豆大島（往路）	12	90	120	30				※10リットル放棄
24	伊豆大島（復路）	11	100	110	20	50	40	10	
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計		29	240	310	20	70	60	10	

月初と月末のアワーマーターの数値を記録し、記入してください。

免税機械の前月末在庫数量 (免税軽油の保有数量) が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(イ) 欄の数値と一致すること。

給油数量、使用数量、在庫数量は免税軽油に係るもののみ記入してください。

課税軽油の給油がある場合は各項目を記入すること

登録する機械の使用先を記入してください。

各日の稼働時間又はアワーマーターの数値を記入してください。

「月末時」と「月初時」の差し引きした時間が、「稼働時間」欄の計と一致すること。
※ 1,053 (月末) - 1,024 (月初) = 29時間 (稼働時間計)

免税機械の給油数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(ウ) 欄の数値と一致すること。

(1) 免税機械の使用数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(エ) 欄の数値と一致すること。

(2) 「免税軽油の引取り等に係る報告書」の「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」(キ) 欄と一致すること。

・免税機械の月末在庫数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(カ) 欄の数値と一致すること。

「免税軽油使用機械別稼働実績表」(旧様式)の記載例

別記様式第31号の2

免税軽油使用機械別稼働実績表 (令和7年4月分)

機械設備等の名称	No. 1 彩の国号				機械の位置
アワーマーター (稼働時間計)	月初時	1024	月末時	1053	アワーマーター
免税軽油使用機械稼働内容					免税軽油の消費
月初と月末のアワーマーターの数値を記録し、記入してください。	稼働時間	給油数量	使用数量	在庫数量	備考
	時間	リットル	リットル	90リットル	機械の在庫
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	東京湾 (葛西・舞浜)	6	50	80	60
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	伊豆大島 (往路)	12	90	120	30 ※10リットル放棄
24	伊豆大島 (復路)	11	100	110	20
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計		29	240	310	20

登録する船舶の航海先を記入してください。

免税機械の前月末在庫数量(免税軽油の保有数量)が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(イ)欄の数値と一致すること。

給油数量、使用数量、在庫数量は免税軽油に係るもののみ記入してください。

各日の稼働時間またはアワーマーターの数値を記入してください。

「月末時」と「月初時」の差し引きした時間が、「稼働時間」欄の計と一致すること。
※ 1,053(月末) - 1,024(月初) = 29時間(稼働時間計)

免税機械の給油数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(ウ)欄の数値と一致すること。

(1) 免税機械の使用数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(エ)欄の数値と一致すること。

(2) 「免税軽油の引取り等に係る報告書」の「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」(キ)欄と一致すること。

・免税機械の月末在庫数量の計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(カ)欄の数値と一致すること。

第7 免税証・免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき

1 免税証の返納

免税軽油使用者が免税軽油を引取り（購入）する必要がなくなったとき又は免税証の有効期間が満了したときは、遅滞なく交付を受けた免税証を所管の県税事務所に返納しなければなりません。

返納は「免税証返納書」[記載例：31～32 ページ]に、返納する免税証を添付します。

※免税証の有効期間内でなければ、免税軽油の引取りはできません。

2 免税軽油使用者証の返納

免税軽油使用者が免税軽油を購入する必要がなくなったとき又は免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく交付を受けた免税軽油使用者証を所管の県税事務所に返納しなければなりません。

返納は「免税軽油使用者証返納書」[記載例：33～34 ページ]に、返納する免税軽油使用者証を添付します。

「免税証返納書」(新様式)の記載例

決 裁	担当部長	担当課長	係	処 理	交付簿

受 付 印		免税軽油使用者証		免税証 返 納 書		免税軽油使用者証に 記載された内容を記入してください。	
返納しない書類を 消します。							
免税軽油 使用者証番号	自動車 第 12345 号	免税軽油使用者証 有効期間	7 年 4 月 1 日 から	7 年 9 月 30 日			
返 納 免 税 証	有効期間	業 種	種 類	記 号 ・ 番 号	枚 数	数 量	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	リットル券 1 0	03C100014 03C100017	4	4 0	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	5	03B100005 03B100006	2	10	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	5	03B100005 03B100006	2	10	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	5	03B100005 03B100006	2	10	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	5	03B100005 03B100006	2	10	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	5	03B100005 03B100006	2	10	
	7.4.1 7.9.30	船 舶	5	03B100005 03B100006	2	10	
返 納 理 由 〔該当に○〕		1 有効期間が満了したため 2 ☒ その他 (例) 航海数が見込みより少なく免税証が余ったため。					
上記のとおり 免税軽油使用者証 を返納します。 免 税 証 令和7 年 1 0 月 6 日 住所又は事務所若しくは 所 所 在 地 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号 (名 称) (株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎 者 氏 名 総務担当 埼玉 花子 電話 〇〇-830-XXXX (宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長							

免税軽油を購入しなくなったときや、有効期間が満了したとき等は、遅滞なく免税証の交付を受けた県税事務所に免税証を返納してください。

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

「免税証返納書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。
旧様式の御活用に御協力をお願いします。

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

返納しない書類を消します。

免税軽油使用者証

返納書

免税証

免税軽油 使用者証番号		自動車 第12345号	交付 年月日	7・4・1	使用 済間	7・4・1 から 7・9・30 まで	
返 納 免 税 証	交付年月日	用途別	種類	記号・番号	枚数	数量	摘要
	7・4・1	船舶	10	03C100014~100017	4	40	
	7・4・1	船舶	5	03B100005~100006	2	10	

免税証の使用期間内に使用しなかった免税証を、券種ごとに記入してください。

返納理由

(例)

※有効期間満了のため。
※免税証を使用しなくなったため。
※航海数が見込みより少なく免税証が余ったため。

上記のとおり 免税軽油使用者証
免税証 を返納します。

令和 7 年 10 月 6 日

免税軽油を購入しなくなったときや、有効期間が満了したとき等は、遅滞なく免税証の交付を受けた県税事務所に免税証を返納してください。

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

業 種

船舶

氏 名(名称)

(株)コバトン
代表取締役 埼玉 太郎

この返納を担当
する者の氏名

総務担当 埼玉 花子
電話 (048-830-XXXX)

(宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

規
別
記
様
式
第
六
十
五
号
の
六

「免税軽油使用者証返納書」(新様式)の記載例

決	担当部長	担当課長	係	処	交付簿
裁				理	

受付印

返納しない書類を消します。

免税軽油使用者証

免—税—証

※免税軽油使用者証及び免税証を返納する場合には、当該内容を1枚にまとめて記入してください。

返 納 書

別記様式第六十五号の六

免税軽油 使用者証番号	自動車 第 12345 号	免税軽油使用者証 有効期間	6 年 4 月 1 日 から 8 年 3 月 31 日
----------------	---------------	------------------	-----------------------------

有効期間	業 種	種 類	記 号 ・ 番 号	枚 数	数 量
〃		〃	〃	枚	リットル
〃		〃	〃		
〃		〃	〃		
〃		〃	〃		
〃		〃	〃		
〃		〃	〃		

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

返 納 理 由
〔該当に○〕

1 有効期間が満了したため

2 その他

(例) 船舶を売却し、免税軽油を購入しなくなったため。)

上記のとおり

免税軽油使用者証

免—税—証

を返納します。

令和 8 年 4 月 6 日

免税軽油を購入しなくなったときや、有効期間が満了したとき等は、遅滞なく免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に当該使用者証を返納してください。

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

氏 名 (名 称)

(株)コバトン 代表取締役 埼玉 太郎

担 当 者 氏 名

総務担当 埼玉 花子 電話

02-830-XXXX

(宛先)

埼玉県

自動車

税事務所長

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

「免税軽油使用者証返納書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。

旧様式の御活用に御協力をお願いします。

※免税軽油使用者証及び免税証を返納する場合には、当該内容を1枚にまとめて記入してください。

返納しない書類を消します。

免税軽油使用者証

返納書

免 税 証

免税軽油 使用者証番号	自動車 第12345号	交付 年月日	6・4・1	使用 済間 使 期	6・4・1 から 8・3・31 まで		
返 納 免 税 証	交付年月日	用 途 別	種 類	記 号 ・ 番 号	枚 数	数 量	摘 要
				～			
				～			
				～			
返 納 理 由		(例) ※有効期間満了のため。 ※免税軽油を使用しなくなったため。 ※船舶を売却し、免税軽油を購入しなくなったため。					

上記のとおり 免税軽油使用者証
免 税 証 を返納します。

令和 8 年 4 月 6 日

免税軽油を購入しなくなったときや、有効期間が満了したとき等は、遅滞なく免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に当該使用者証を返納してください。

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

業 種

船 舶

氏 名 (名称)

(株)コバトン

代表取締役 埼玉 太郎

この返納を担当
する者の氏名

総務担当 埼玉 花子

電話 (048-830-XXXX)

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

(宛先) 埼玉県 自動車 税事務所長

第8 免税軽油使用者等に対する課税・罰則があります

軽油引取税は、いかなる用途に軽油を使用するかに関わらず、原則として、最終的には軽油を使用する方に負担していただいています。

免税軽油使用者が法令に違反した場合は、税負担の公平性を確保するための課税・罰則等の措置が設けられています。

1 軽油引取税が課税される場合

(1) 免税軽油を譲渡する場合(法第144条の3第1項3号)

船舶の売却等に伴い他の者に免税軽油を譲渡するときは、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」を所管の県税事務所に提出します。

また、免税軽油の譲渡の日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税軽油を使用する船舶の売却等をするときに、燃料タンクに免税軽油が残っていた場合、その数量は他の者へ譲渡されるものとして取り扱います。

(2) 免税軽油を用途外に消費する場合(法第144条の3第1項4号)

免税軽油は免税軽油使用者証により認められた業種、用途、機械において使用するものですが、認められていない用途で使用(消費)した場合は、使用した日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税用途であっても、免税軽油使用者証に記載されていない船舶や機械に使用した場合は、用途外消費に該当し課税されます。

2 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したときや、県が軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めたときには、交付した免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合があります。

なお、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときとは、例えば、免税軽油を使用する機械や免税軽油使用者証又は免税証を適正に保管することができないとき等が該当します。

3 免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、以下のとおり厳しい罰則規定が設けられています。

免税軽油は、適正に使用し、使用実績について正確に報告してください。

- 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者
（法第 144 条の 22 第 1 項）
→ 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 免税証の譲渡の禁止に違反した者
（法第 144 条の 25 第 1 項）
→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者
（法第 144 条の 25 第 2 項）
→ 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 知事（県税事務所長）の承認を受けずに免税軽油の譲渡を行った者
（法第 144 条の 26 第 1 項）
→ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 知事（県税事務所長）の承認を受けずに免税軽油の譲渡を受けた者
（法第 144 条の 26 第 2 項）
→ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 報告の義務に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
（法第 144 条の 28 第 1 項）
→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

資 料

必要な申請書類とその添付書類などを掲載しています。

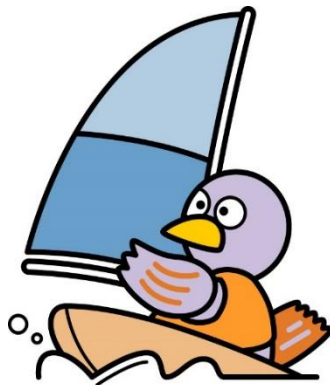
なお、申請書等の様式の一部は埼玉県ホームページ「くらしと県税」(※)にも掲載していますので、ご利用ください。

※<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

○埼玉県ホームページ

「トップページ」→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」→「各種申請申告様式のダウンロード」

ご不明な点がありましたら、軽油引取税を所管する県税事務所の軽油引取税担当までお問い合わせください。



埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」

免税軽油の各種手続一覧

内 容	提 出 書 類 等
① 免税軽油使用者になるための申請を行うとき	免税軽油使用者証交付申請書（第 16 号の 16 の 2 様式） ※添付書類については、次頁を参照。
② 免税証の交付申請を行うとき	免税証交付申請書（第 16 号の 21 様式）、 免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、 航海予定表 など ※添付書類については、次頁を参照。
③ 免税軽油の引取り等に係る報告を行うとき	免税軽油の引取り等に係る報告書（第 16 号の 30 様式）、免税軽油使用機械別稼動実績表、免税軽油の引取りを確認できる書類（ <u>納品書又は請求書の写し</u> ）
④ 免税軽油使用者証の有効期間が満了し、引き続き免税軽油使用者の申請を行うとき	※免税軽油使用者証の再申請は①と同様の手続 有効期間の満了した免税軽油使用者証、免税軽油使用者証返納書（第 65 号の 6 様式）
⑤ 免税証又は免税軽油使用者証を返納するとき	免税軽油使用者証又は免税証、免税軽油使用者証・免税証返納書（第 65 号の 6 様式）
⑥ 免税軽油使用者証の記載内容に変更（機械の追加・抹消等）があるとき	免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税軽油使用者証書換申請書、書換える事項を証する書類[20 ページ]を参照。
⑦ 免税証又は免税軽油使用者証を紛失等したとき	免税証紛失届・免税軽油使用者証滅失届、遺失届出をした警察署名と受理番号を記載した書面、始末書（自己亡失の場合）

免税証等交付申請（新規・継続）に必要な書類

【船舶】

埼 玉 県

★ 免税軽油使用者証交付申請

- 1 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
 - 2 誓約書（法規第16号の18様式）
 - 3 添付書類
 - （1）現住所が記載された海技免状（免許）・住民票・運転免許証の写し
 - （2）船舶検査証書の写し
 - （3）小型船舶登録事項通知書の写し
 - （4）船舶検査手帳（表紙及び中身）の写し
 - （5）申請機械の購入契約書（リース等の場合、リース契約書等）
※購入契約書がない場合、納品書・請求書、決算報告書の減価償却表を提出してください。
 - （6）申請機械の仕様書（カタログ等）
 - ア エンジンについては、
馬力（PS）、回転数（rpm）、気筒数（シリンダー数）、サイクル数、冷却方式、減速装置の有無を確認できるもの
 - イ 機械（船体）については、燃料タンク容量（リットル）を確認できるもの
 - （7）申請機械の写真
 - ①船体全体（前・横・後）、②船舶番号、③エンジン全体、
④エンジンの型式（シリアルナンバー）、⑤アワーマーターが確認できるもの
（※申請1か月以内に撮影したもので撮影日が入っていること。）
 - （8）マリーナの賃貸契約書又はマリーナの保管証明書の写し
- ☆法人の場合
- （9）商業登記簿謄本
 - （10）役員の住所・氏名一覧表
 - （11）定款
 - （12）直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
 - （13）直近の法人税の申告書の写し
 - （14）船舶を操縦する者の海技免状（免許）
 - （15）会社案内（パンフレット）

★ 免税軽油使用者証の継続申請

上記のほかに次の書類も必要となります

- 1 免税軽油使用者証
- 2 返納書（県規別記様式第65号の6）

★ 免税証交付申請

- 1 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- 2 免税軽油使用者証
- 3 航海予定表
- 4 事業内容・割合が確認できる書類
- 5 免税軽油使用者（船舶）の用途に係る確認書【別紙】
- 6 返納書（県規別記様式第65号の6） ※余った免税証がある場合

★ 免税軽油の引取りに係る報告（報告義務：法第144条の27）

- （1）免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- （2）免税軽油使用機械稼動実績表
- （3）免税軽油の納品書又は請求書

※ その他、上記以外の書類を求めることがあります。

軽油引取税を所管する県税事務所のご案内

県 税 事 務 所 名 ・ 所 在 地 ・ 連 絡 先	申 請 を さ れ る 個 人 又 は 法 人 の 住 所 、 事 務 所 所 在 地
自動車税事務所 軽油引取税・広域事案調査・諸税担当 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 (Tel : 048-641-5441 (直通) Fax : 048-641-0511)	さいたま市（岩槻区を除く。）、 川口市、鴻巣市、上尾市、 蕨市、戸田市、桶川市、 北本市、伊奈町
川越県税事務所 軽油引取税担当 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟3階 (Tel : 049-242-3464 (直通) Fax : 049-242-9624)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、富士見市、坂戸市、 鶴ヶ島市、ふじみ野市、日高市、 三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町
熊谷県税事務所 軽油引取税担当 〒360-8501 熊谷市末広3-9-1 (Tel : 048-523-2804 (直通) Fax : 048-525-9133)	熊谷市、秩父市、本庄市、 深谷市、横瀬町、皆野町、長瀨町、 小鹿野町、東秩父村、美里町、 神川町、上里町、寄居町
春日部県税事務所 軽油引取税担当 〒344-8555 春日部市大沼1-76 (Tel : 048-737-2228 (直通) Fax : 048-737-2287)	さいたま市岩槻区、行田市、 加須市、春日部市、羽生市、 草加市、越谷市、久喜市、八潮市、 三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、 白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

◎県税事務所の地図等の詳細な情報はこちらから◎

埼玉県 HP「税の相談窓口」 : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-5-2.html>

M E M O

M E M O

「免税軽油使用者の手引（船舶用）」

平成 29 年 4 月 初版発行

令和 3 年 4 月 第 2 版発行

令和 4 年 4 月 第 3 版発行

令和 7 年 4 月 第 4 版発行

編集・発行 埼玉県総務部税務課課税担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL (048)830-2658 （直通）